

総務環境常任委員会会議記録

日 時 平成31年2月21日（木曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時47分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 中核市の指定に係る申出に関する事について (中核市移行推進課)
- ② 公の施設の広域利用に関する事について (政策企画課)
- ③ 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関する事について (政策企画課)
- ④ 水戸市空家等対策の推進に関する事について (防災・危機管理課)
- ⑤ 水戸市職員定数に関する事について (行政改革課)
- ⑥ 水戸市職員の懲戒の方法及び効果に関する事について (人事課)
- ⑦ 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する事について (人事課)
- ⑧ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する事について (人事課)
- ⑨ 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する事について (資産税課)
- ⑩ 水戸市手数料に関する事について (財政課)
- ⑪ 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について (新ごみ処理施設整備課)
- ⑫ 土地の取得に関する事について (体育施設整備課)
- ⑬ 水戸市新斎場整備基本計画について (衛生管理課)

2 出席委員（6名）

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	鈴 木 宣 子 君
委員	土 田 記 代 美 君		委員	須 田 浩 和 君
委員	伊 藤 充 朗 君		委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君			
国体推進局長	小 嶋 いつみ 君	秘書課長	天 野 純 一 君	

政策企画課長	長谷川 昌人 君	交通政策課長	須藤 文彦 君
情報政策課長	北條 佳孝 君	国体総務課長	村沢 晶弘 君
国体競技課長	大久保 克哉 君		
総務部長	荒井 宰 君	総務部参事兼 人事課長	田中 誠一 君
総務法制課長	上垣外 泰之 君	行政改革課長	川上 悟 君
中核市移行 推進課長	宮川 孝光 君	財産活用課長	谷津 茂男 君
新庁舎整備 課長	熊田 泰瑞 君		
財務部長	園部 孝雄 君	税務事務所長	小林 光宏 君
財政課長	梅澤 正樹 君	契約検査課長	青山 和夫 君
市民税課長	安里 裕行 君	資産税課長	亀井 俊道 君
収税課長	佐々木 信也 君		
市民協働部長	鈴木 吉昭 君	市民協働部 副部長	横須賀 好洋 君
市民協働部 技監	大和 直文 君	市民協働部 参事兼 文化交流課長	菊池 浩康 君
市民生活課長	小川 邦明 君	防災・危機 管理課長	高安 正紀 君
新市民会館 整備課長	篠原 芳之 君	スポーツ課長	柏 直樹 君
体育施設 整備課長	太田 達彦 君	男女平等 参画課長	石塚 美也 君
市民課長	野澤 昌永 君		
生活環境部長	川上 幸一 君	生活環境部 参事	佐藤 則行 君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原 勤 君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤 利光 君
環境課長	林 栄一 君	衛生管理課長	渡邊 徳子 君
新ごみ処理施設 整備課長	宮田 正一 君		
会計管理者	弓野 保 君	参事兼 会計課長	小田木 義弘 君
選挙管理委員会 事務局長	石田 顕男 君		

監査委員 綿 引 信 明 君
事務局 長

監査委員 和 田 隆 君
事務局 次長

議会事務局 小 嶋 正 徳 君
局長

議会事務局 関 谷 勇 君
次長兼
総務課 長

議会事務局 永 井 誠 一 君
議事課 長

6 事務局職員出席者

議事課長補佐 永 井 直 人 君

書記 玉 田 誠 一 君

午前10時 1分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、武田市長公室長、沼田みとの魅力発信課長が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしくお願いをいたします。

〔傍聴人入室〕

○安藏委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は13件でございますが、(1)から(12)までの12件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、初めに、(1)の中核市の指定に係る申出に関することについて、執行部から説明願います。

宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 それでは、中核市の指定に係る申出に関することについて、総務部中核市移行推進課提出の資料に基づき説明いたします。

1の提案理由につきましては、中核市については2020年4月の移行を目指し、茨城県との協議を進めながら、準備作業を行ってきたところでございます。中核市の指定に係る政令については、関係市からの申し出に基づいて総務大臣が立案することとされているところであり、地方自治法第252条の24の規定に基づき、指定の申し出について提案するものです。

2の指定までのスケジュールにつきましては、今後、県知事に対して同意の申し入れを今月末から4月までの間を目途に実施し、以降、県議会における同意の議決を6月下旬、県知事からの同意の回答を6月下旬から7月上旬までの間と見込んでいるところです。また、総務大臣に対する指定の申し出を7月下旬から8月までの間を目途に実施しまして、中核市の指定に係る政令公布は10月から11月までの間になるものと見込んでございます。

このスケジュールにつきましては、現時点での予定でございまして、関係機関との調整等で変更になるおそれがあるものでございます。

説明については以上でございます。

○安藏委員長 次に、(2)の公の施設の広域利用に関することについて説明願います。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 それでは、公の施設の広域利用に関することについて、市長公室政策企画課提出の資料により御説明申し上げます。

1の提案理由でございますが、水戸市を初めとする県央地域の9市町村におきましては、それぞれが設置

しております公の施設につきまして、協定書に基づき住民の相互利用を行っているところでございますが、協定対象施設の追加及び削除に伴い、改めて協議するものでございます。

2の内容でございますが、追加する施設といたしまして、水戸市において新たに開設される予定の東町運動公園を追加するものでございます。次に、削除する施設といたしましては、那珂市の瓜連体育館におけるサブアリーナ及び会議室につきまして、施設改修に伴い廃止することから削除するものでございます。

3の公の施設の広域利用に関する協定書（案）につきましては、別紙として添付してございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

1ページ、4の協定締結予定日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、(3)の公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについて説明願います。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについて、市長公室政策企画課提出資料により御説明いたします。

ただいま説明いたしました公の施設の広域利用に関することについてに関連いたしまして、協定を締結する本市以外の市町村の住民が施設を利用することについて必要な事項を定めました公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部改正を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、東町運動公園の体育館及びテニスコートの新設等に伴い、本市が設置する公の施設の広域利用に関する協定の対象施設に追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

2ページは新旧対照表、3ページ以降は参照条文として、東町運動公園を規定した水戸市都市公園条例の抜粋を記載してございますので、御参照をお願いいたします。

以上でございます。

○安蔵委員長 次に、(4)の水戸市空家等対策の推進に関することについて、執行部から説明願います。

高安防災・危機管理課長。

○高安防災・危機管理課長 水戸市空家等対策の推進に関することについて、防災・危機管理課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、高齢者世帯の増加や社会情勢の変化等に伴い、空き家等が増加傾向にあり、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で市民生活に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、本市の実情に合わせまして、空家等対策の推進に関する特別措置法を補完するものとして、総合的かつ計画的に空き家等に関する施策を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページの条例案と空家特措法との比較により御説明させていただきます。

第1条、目的でございます。本条例は、空家等の発生を抑制し、市民の安全・安心で快適な生活環境の保全を図るとともに、空家等の利活用を促進することを目的としております。

第2条、定義につきましては、本条例は特措法を補完するものであることから、用語の意義は特措法と同じでございます。空家等の定義でございますが、建築物等のうち、日常生活が営まれていない、また営業が行われていないなどおおむね年間を通して使用実績がないもの及びその敷地でございます。所有者等につきましては、所有者または管理者でございます。

第3条、市の責務でございますが、特措法では、市町村は空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとするがありますが、条例におきましては、その目的を達成するため、空家等の発生の抑制及び利活用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を市に義務づけております。

第4条、所有者等の責務でございます。空家以外の建築物の所有者の責務につきましては、特措法での規定はございませんが、本条例におきましては、所有する建築物が空家等にならないよう利活用に努めるものと定めてございます。

また、空家等の所有者等につきましては、特措法では空家等の適切な管理に努めるものとするとしておりますが、条例におきましては適切な管理を義務づけております。

第5条、市民等の役割につきましては、特措法に規定はなく独自に定めるものでございます。市内に居住する者及び市内に所在する法人は、市が実施する空家等に関する施策に協力するものとするとして定めてございます。

3ページをごらん願います。

次に、第6条、空家等対策計画につきましては、特措法におきましては、計画を策定するかどうかは、市町村の判断に委ねられておりますが、条例におきましては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため市長に策定を義務づけております。

空家等対策協議会につきましても、特措法におきましては協議会を組織することができるようになっており、計画と同様、設置は市町村の判断に委ねられておりますが、条例におきましては、附属機関として、水戸市空家等対策協議会を設置し、協議会は空家等対策計画に関する事項に加え、空家等の利活用の促進の方針に関することなど、空家等対策全般にわたって協議するものと定めるとともに、協議会の組織等について定めるものでございます。

第9条、空家等に関する情報の収集でございますが、相談のあった空き家等への対応におきましては、空き家等の状況を把握することが重要となりますので、空家等の情報の収集について定めるものでございます。

第10条、空家等の適切な管理の促進につきましては、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し情報の提供、助言などを行うほか、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対しては、特措法では助言までしか規定しておりませんが、条例におきましては、指導を行うことを定めるものでございます。

第11条、空家等及び空家等の跡地の活用の促進につきましては、特措法では講ずるよう努めるものとするがありますが、条例におきましては、空家等に関する情報の提供やこれらの活用のために必要な対策を講ずるものとしたします。

第12条、関係機関との連携につきましては、特措法に規定はございませんが、本市の空家等対策においては、状況に応じて、警察、消防、専門家団体など関係機関との連携が必要となることから、定めるもので

ございます。

なお、表外、特定空家等に対する措置等につきましては、特措法によるため条文には規定してございません。

特定空家等の定義でございますが、空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる建築物でございます。

1 ページにお戻りいただきまして、3 の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものです。

4、5 ページに条例の内容を、6 ページ以降に参照条文を記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 議案になるから、その前に、例えばこれは大問題で大騒ぎになると思うんですよ。じゃ、事例を出してくれと言っても出ないと思うんだよ。じゃ、空き家といたら何日住んでいなければ空き家になるの、その定義。これは議案に、ああいうのは基本だから、そういうのは決まっているの、ちょっと教えてちょうだい。

○安藏委員長 じゃ、高安課長、どうぞ。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

2 ページ、定義のほうの特定空家特措法のほうに規定してございます。

まず、空家等でございますが、先ほど御説明いたしましたようにおおむね年間を通して使用実績がない……

○福島委員 年間、1年間。

○高安防災・危機管理課長 1年間。

こちらのほうが空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針、こちら総務省及び国土交通省の告知として出ているものですが、こちらのほうにおおむね年間を通して使用実績のないものと定義されております。

○福島委員 しゃくし定規のことを聞いてないんだよ、これは大変な問題だよ。じゃ、隣にアパートがあつて1部屋あいていない。じゃ、何日あいていなかったらこれに当てはまるの。こっちにビルがあつて、ビル中の1部屋が1年も2年もあいていなくても、隣の人がそれは危ないと言え、みんな水戸市が対応しなきゃならないの。これ、議案だから、これは大変な市民の問題になっちゃうと思うんだよ。全部、じゃ、あいた場合に水戸市が入る人を探すの。不動産屋になっちゃうの。だから、この辺は住民に大変な負担をかけることになるんだよ。だから、慎重を期さないよ。

というのは、条例規則というのは市民に制限をすることなんだよ。制限をするということは、それだけ負担、責任を与える。それに対して法的根拠というものが明確でなければならない。じゃ、ビルの1部屋が

1年間あいていたら、それはすぐ水戸市が対応しなきゃならない。アパートの中の1部屋があいていたら、じゃこれは水戸市が対応する。だから、これは本当に、議案になってくるから、難しいんだよ。それはあなたが今言ったように条例規則をしゃべるなら、ばかでもできるんだよ。そうじゃないの。事例を出さなきゃだめなの。こういう事例は空き家になって、住民に迷惑がかかる、また、そこに猫やタヌキが入ってしまうとかいろいろあります。だから、そういう事例というのは具体論はないの。だからそういうものを次回のあれのときは出して。

○安藏委員長 ちょっと待ってください。

○須田委員 ごめんなさい、質疑じゃないんでお願いします。質疑じゃありません。

基準が明確になっているかどうかというのは、皆さん方で多分大変議論になるところであると思います。そうすると、次の議会での委員会での論議というところは多分基準というのは本当に明確なのかと、そこら辺が私たちの疑問でありますので、例えばAさんとBさんでAさんはこの基準でやられたけれども、こっちのBさんはこうじゃなかったと。それが明確じゃないと、市民の混乱を来すということがありますので、ぜひ、委員会までにそこら辺が明確になる部分をきちんと整理して出てきてほしいという、資料請求ではないんですけども、それは、だから議会前ですから、論議はしませんけれども、そのときに、その論議が出てくるんで、恐らくなるんで、今度の委員会までにそこら辺の明示をきちんとしてほしいという要望ですので、よろしくをお願いします。

○安藏委員長 それでは、次に移ります。

次に、(5)の水戸市職員定数に関することについて説明願います。

川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、水戸市職員定数に関することについて、総務部行政改革課資料に基づき御説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、行政需要の動向等を勘案し、その適正管理に努めることとして見直しを行っております。平成31年度におきましては、3事務部局における定数の変更を行うほか、上下水道局の設置に伴う事務部局名の変更を行うとともに、消防職員の初任教育にかかる期間における人員不足への対応のため、採用後1年以内の消防職員を定数外に置くことができるようにするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、市長事務部局におきまして、1,223人から1,190人となり、33人の減、教育委員会事務局及び教育機関におきまして、359人から350人となり9人減、上下水道局におきましては、116人から171人となり、55人の増、全体では2,077人から2,090人となり、13人の増となっております。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとなっております。

ページを返していただきまして、新旧対照表につきましては、先ほど申し上げた部分に該当する箇所を網かけで表現してございます。

4ページ以降の職員定数増減一覧につきましては、定数の変更があった部署について増減理由とともにまとめてございます。

また、昨年度、議会前委員会において提出依頼のございました定数増減の推移の表も最後のページに添付してございますので、後ほど御参照お願いいたします。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、(6)の水戸市職員の懲戒の手続及び効果に関することについて説明願います。

田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 それでは、水戸市職員の懲戒の手続及び効果に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、職員の非違行為について厳正に対処するため、懲戒処分に関する関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、減給及び停職の期間の上限を現行の6月から1年に拡大をするものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

裏面、2ページには、新旧対照表をお示ししてございます。御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、(7)の水戸市職員の勤務時間、休暇等に関することについて説明願います。

田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 それでは、水戸市職員の勤務時間、休暇等に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、国に準じ、時間外勤務命令及び早出遅出勤務に関する関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、時間外勤務命令について規則への委任規定を新設するものでございます。2点目といたしましては、障害者等である職員の早出遅出勤務に関する規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

2ページから3ページは新旧対照表をお示ししてございます。御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、(8)の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて説明願います。

田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、空家等対策協議会の新設等に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、(1)といたしまして、空家等対策協議会の報酬額を月額7,000円、旅費を一般職相当額といたします。

(2)といたしまして、学校運営協議会委員の報酬を月額12,000円、旅費を一般職と同額といたします。

(3)といたしまして、消防団の報酬額でございますが、下表にお示ししているとおり改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

裏面、2ページには新旧対照表をお示ししてございます。御参照をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、(9)の水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関することについて説明願います。

亀井資産税課長。

○亀井資産税課長 それでは、水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関することについて、財務部資産税課提出の総務環境委員会資料により御説明いたします。

初めに、1、改正理由につきましては、企業誘致のための固定資産税及び都市計画税の課税免除について対象事業の開始期限を延長するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、固定資産税等の課税免除となる新設または増設された事務所等における対象事業の開始期限を平成36年3月31日まで5年間延長するものでございます。なお、家屋の建設が必要な場合は、同日までに家屋の建設に着手したときは、平成38年1月1日まででございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

また、裏面2ページに新旧対照表を記載してございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、(10)の水戸市手数料に関することについて説明願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 水戸市手数料に関することについて、提出資料をもとに説明いたします。

1の改正理由でございますが、建築基準法の改正に伴い、新たな審査を行う事務が生じたため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)としましては、既存の1つの建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定申請手数料及びその変更認定申請手数料それぞれに根拠条項を追加するものでございます。

(2)としましては、建築物の用途を変更して、興行場とする場合の許可申請手数料を1件につき12万円と定めるものでございます。

(3)としましては、同様に特別興行場とする場合の許可申請手数料を16万円と定めるものでございます。

3の施行期日は平成31年4月1日、または建築基準法改正の施行の日、いずれか遅い日としております。

3ページ、4ページに新旧対照表を添付しております。

5ページには参照条文でございます。

以上で説明を終わります。

○安藏委員長 次に、(11)、水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について説明願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について、新ごみ処理施設整備課提出の資料により御説明申し上げます。

1の工事名から5の契約の相手方につきましては、議決いただいた内容となっておりますので、6の変更理由から御説明申し上げます。

変更理由につきましては、第三最終処分場埋立施設建設工事現場の地中に障害物があり、地盤改良工事を進められないことから、障害物を除去する工事の追加などを行ったためでございます。

このことにより、7にございますように、変更契約金額につきましては2億2,215万6,000円を増額し、34億7,295万6,000円に変更するものでございます。

2ページに位置図、3ページに配置図を添付してございますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、(12)の土地の取得に関することについて説明願います。

太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 土地の取得に関することについて、体育施設整備課提出資料により御説明させていただきます。

総合運動公園市民球場用地といたしまして、水戸市見川町字丹下二ノ牧2139番18ほか1筆の土地につきまして、記載のとおり取得するものでございます。

1の土地の表示につきましては、水戸市見川町字丹下二ノ牧2139番18ほか1筆、合わせて9,161平方メートルでございます。

2の取得価格につきましては、1億2,943万5,400円でございます。

3の契約の相手方につきましては、_____ほか2名でございます。

添付資料といたしまして、裏面2ページに位置図を添付してございます。赤く着色した部分が今回用地を取得する箇所でございます。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 まことに申しわけございません。

先ほど、公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについてを御説明させていただきました。その資料の中で、4ページと5ページが逆になってございました。本来5ページが4ページ、4ページが5ページでございます。

まことに申しわけございませんでした。

○安蔵委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

次に、(13)の水戸市新斎場整備基本計画……

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○安蔵委員長 どうぞ。

須田委員。

○須田委員 議会前なんで、当然あれはできないんですけども、公の施設の広域利用に関することについてというところの利用の利便性ということで、ちょっとその議会に入ったときに質問させていただこうと思っているんですけども、前にこういう事例があったと思います。

基本的に水戸市の施設がどこの施設よりも多いのが事実だと思っています。その施設を整備しているのは私たち水戸市の住民の税金だと思っています。それをお互いに同じ条件で使っていよいよねということになれば、私たちは何十億、何百億という投資をして、市のお金を、市民の税金を使っているのに、例えば隣の市の方が自由に使えるというのは、自由に使えるというのはいいですよ、そういうルールなんで、ただ、自由に使えるということは私たちの税金で建てたものを同じ平等な条件で使われるということになります。逆に私たちが借りようとしても借りられない。借りる施設が少ない。そうすると水戸市からすれば、私はこの政策は損だと思っています、水戸市民からすれば。

だけど、その上で広域利用はいいと思いますが、その上で前にも質問させていただいていますけれども、例えば那珂市の総合体育館を私たちが借りようとする場合、那珂市の方が水戸の総合体育館を借りようとする場合、当日申請でいいですよというやさしい感覚になっています。那珂市の方が水戸市のを借りようとしたとき、あらかじめ来るのが無理でしたら、当日申請もいいですよという言い方をしています。

ところが、私たちが那珂市の施設を借りようとする場合に、こういうことがあります。まず、名簿を提出しに来てくださいね、わざわざ。那珂市の方は那珂市だからいいでしょう、近いから。水戸市の例えば内原の人ですら那珂市まで届けに来てくださいね、名簿を。どういう人が利用者としているんだかというまず1つの手続が必要です。2つ目に申請書を書きに来てくださいと言われる。2つの手続が昔ありました。

となると、もともと水戸市の人間が水戸の税金を投じて、それで周りの市町村に貸してあげるものに関しては自由に使える。こっちが借りようとした場合はハードルが上がっているということが結構あります。そういうものについて、私は統一すべきだと思っていますし、水戸市の人間が借りるのに平等に、ただでさえ平等じゃないですよ、水戸は山ほど施設があって、周りの人が借りに来るんだから、人口割を入れれば別ですけれども。

というような不利な条件でも、水戸市が水戸市として県都として、県北の中心である、特に県の中心である、当然インフラも整備されて、こここのところに皆さんが集まっている、だからやるしかないという責務だと思っています。

しかしながら、借りようとしたときに、そういう不利な条件があるということが前ありました。ほかにもあるのかどうかというような質問させていただきますので、それまでにそういうような事例があるのかどうかをちょっと確認してください。

それだけお願いします。

○安藏委員長 土田委員、どうぞ。

○土田委員 すみません、1つ資料をお願いしたいんですけども、新ごみ処理施設整備課さんで、この地中障害物の除去の追加工事ということですので、どの辺にどんなものがあつたのかという図面と資料をお願いしたいんですが。

○安藏委員長 資料請求の件はそれでいいですか。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 須田委員，どうぞ。

○須田委員 資料請求に関しては，委員会で決をとるものでしたよね，違いますか，事務局。

○安藏委員長 そうですよ。

○須田委員 そうですよ。

私の考えからすると，今回はこの案件の問題であって，特別委員会で埋蔵物についてやっているわけでありますから，この委員会とこの議案とは関係ないものの資料請求に関しては私は不可だと思っていますので，それは委員会で決をとるときは，私は反対しますんで，よろしくをお願いします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい，じゃ，どうぞ。

○福島委員 私が特別委員会委員長だけれども，これは特別委員会でやって，これは請負契約の議案なんだから，それを総務委員会で審議するんです。だから，この請負契約案件に関してならばあれですが，ただ……

○土田委員 何で上がったか，値段が。

○福島委員 積算の基礎資料。

じゃ，いいよ。

○安藏委員長 ちょっと諮らせていただけますか。

土田委員の話は，だからこの委員会として要求することに委員の皆さんどうですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい，どうぞ。

○福島委員 そうすると，特別委員会のメンツなくなっちゃうんだよね。だから，それを執行部はよく踏まえて，その範囲内で出してくれ。

○安藏委員長 ただいまの意見を踏まえまして，資料請求の件はよろしいですか。

〔「すみません，暫時休憩してください，お願いします」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい，じゃ，暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○安藏委員長 それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま土田委員から，地中埋設物についての資料請求がございました。お諮りをいたします。本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め，さよう決しました。

執行部におかれましては、次回の委員会に提出をお願いいたします。

次に、(13)の水戸市新斎場整備基本計画について説明願います。

渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 それでは、水戸市新斎場整備基本計画について、衛生管理課から御説明いたします。

先日の特別委員会においても、御報告させていただいたところではありますが、本計画につきましては、議員の皆様へ素案を提出した上で、1月8日から2月6日までの間、意見公募手続を実施し、市民からの御意見がなかったため、素案のとおり水戸市新斎場整備基本計画として決定するものでございます。

お手元の生活環境部衛生管理課提出の資料概要版により御説明申し上げます。

1、基本計画策定の趣旨につきましては、昨年度策定いたしました水戸市新斎場整備基本構想を踏まえ、新斎場の施設整備に係る基本的方向の具体化を図るものでございます。

次に、2、新斎場の施設機能につきましては、図にお示ししてあります基本構想で定めた4つの機能につきまして、具体的な検討を行っておりますので、恐れ入りますが、基本計画本編の5ページもあわせてごらん願います。

まず、火葬部門でございますが、火葬炉の整備基数につきましては、基本構想で決定いたしました4基に加え、予備炉1基分のスペースを確保いたします。

6ページをお開きください。

続きまして、(2)告別室、炉前ホール、収骨室につきましては、遺族の心情やプライバシーに配慮し、告別と収骨が同一室でできる形態といたします。

7ページに移りまして、2、待合部門のうち、(1)待合ホールにつきましては、複数の遺族等の共有スペースとなることから、落ちつきのある空間とするとともに、(2)待合室につきましては、洋室5室を基本としながら、可動式間仕切り等により、利用者数に応じた弾力的な運用を図れる形態といたします。

3、式場部門のうち、(1)式場につきましては、80人程度と160人程度が収容可能な2式場を整備し、こちらにつきましても弾力的な運用が図られるようにいたします。

(2)遺族、司祭者控室につきましては式場に近い位置に設け、休憩、会食等に利用できるようにいたします。

8ページをお開きください。

4、外構につきましては、現斎場の駐車場利用状況等を参考として、駐車台数を設定するとともに、周辺環境と調和のとれた緑地整備を行います。

9ページをごらんください。

その他といたしまして、斎場を整備、運営する上で重要となる業務継続性の確保、ユニバーサルデザインの導入、ランニングコストの抑制を位置づけております。

委員会資料概要版にお戻り願います。

3、動線計画についてでございますが、斎場の整備に当たりまして、建物の内外を問わず、遺族、会葬者、職員等が交錯せず、スムーズに移動が行えるレイアウトといたします。

施設配置につきましては、基本計画の11ページをあわせてごらん願います。

整備用地の立地条件を踏まえ、幹線市道常澄6-0015号線沿いに出入り口を設け、出入り口側に駐車場を、敷地奥側に建物を配置いたします。あわせて敷地前面の幹線市道常澄6-0015号線の拡幅整備を行います。

委員会資料の2ページをごらん願います。

4、事業手法の検討についてでございますが、新斎場整備事業につきましては、基本構想においてPFI方式等の民間活力の活用も検討することとしておりましたことから、導入の可能性について市場調査を実施いたしました。

その結果、VFM算定において、PFI方式のうちBTO方式が若干有利という結果が出ました。しかしながら、スケールメリットが小さいことや、何よりも超高齢化社会を見据え、設計、建設、維持管理等において本市の意見を十分反映させた事業を推進する必要性を鑑み、事業手法については従来方式を基本とすることといたします。

なお、運営に当たっては、今後、より効率的かつ効果的な手法を採用いたします。

5、整備スケジュール等につきましては、(1)整備スケジュール表のとおり、来年度、火葬炉メーカーを選定した上で、その火葬炉メーカーの特性を反映させた基本・実施設計を作成いたします。

2024年度の稼働を予定しておりますが、地元から早期の整備要望がありますことから、できる限り工期短縮に努めてまいります。

(2)施設整備費につきましては、37億7,700万円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 ただ今の件につきまして、内容等について、質問等ございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時47分 散会